

日本赤十字社診療放射線技師会旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は会の役員または会員が公務のため出張する場合に支給する旅費について必要な事項を定める。

(出張命令)

第2条 会長は会務のため役員または会員に出張を命ずることができる。

(旅 費)

第3条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

交通費	実費
日 当	3.000 円
宿泊料	12.000 円 (上限)

2. 特別な事由による出張の場合は、前項の規定にかかわらず会長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

附 則

この規程は昭和28年11月15日より施行する。

昭和42年10月26日改正

昭和44年11月7日改正

昭和47年11月28日改正

昭和52年11月17日改正

昭和62年8月27日改正

平成2年4月5日改正

平成10年5月27日改正

平成26年4月4日改正

平成28年4月8日改正